

「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈」等の一部
改正等について

平成29年3月31日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

- 平成27年6月に公布された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正電事法」という。）では、現行の溶接安全管理審査を廃止するとともに、火力発電設備に係る安全管理検査制度全般について事業者の保守管理状況に応じた柔軟な制度に見直し、また、風力発電設備を定期安全管理検査制度の対象に追加した。
- 平成27年6月に公布された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号。以下「改正大防法」という。）では、水銀に関する水俣条約の大気排出関係規制の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る届出制度を創設するとともに、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者に排出基準の遵守を義務付ける等の所要の措置を講ずることとなった。
- 公害防止に係る規制において、電気工作物の届出等は、行政手続きの一元化等の観点から、大気汚染防止法等の環境一般法からは一部適用除外され、電気事業法における相当規定である届出等により手続きを行っている。
- そこで、火力発電設備及び風力発電設備に係る安全管理検査の方法を具体的に整備するとともに、改正大防法の実施に係る必要な措置が大気汚染防止法関連法令で行われており、電気事業法関連法令でも同様の措置を講じて整合を図るため、以下の内規の一部改正等を行う。
 - ① 電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査（火力設備）の解釈（20120919商局第71号。以下「溶接検査解釈」という。）
 - ② 電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（20120919商局第72号。以下「検査ガイド」という。）
 - ③ 火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20120919商局第66号。以下「定検延長内規」という。）
 - ④ 使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（20120919商局第67号。以下「審査要領」という。）
 - ⑤ 電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈（平成23・01・28原院第3号。以下「定期検査解釈」という。）
 - ⑥ 電気事業法施行規則第115条第1項第10号の解釈について（平成17・02・

- 14原院第3号。以下「第10号解釈」という。)
- ⑦ 発電用火力設備の技術基準の解釈(20130507商局第2号。以下「火技解釈」という。)
 - ⑧ 発電用風力設備の技術基準の解釈について(20140328商局第1号。以下「風技解釈」という。)
 - ⑨ 安全管理審査評定委員会設置要領(内規)(25保電安第7号。以下「設置要領」という。)
 - ⑩ 安全管理審査評定委員会運営要領(内規)(25保電安第7号。以下「運営要領」という。)
 - ⑪ 公害防止関係資料の都道府県等への通知について(内規)(平成24・05・28原院第2号。以下「通知内規」という。)
 - ⑫ 公害防止関係資料の様式例について(平成24・05・28原院第2号。以下「様式例」という。)
 - ⑬ 使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈(20160531商局第1号。以下「使用前検査解釈」という。)

2. 改正の内容

(1) 火力発電設備に係る安全管理検査制度の見直し(改正電事法第51条、第55条、第67条、第71条)

【溶接検査解釈、検査ガイド、定期検査解釈、定検延長内規、審査要領、第10号解釈、設置要領、運営要領関係】

- 改正電事法施行後は、登録安全管理審査機関(以下、「登録機関」という。)が使用前・定期安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認するとともに、事業者の保安力を評価し、最大6年の定期事業者検査の延伸が可能とする制度に見直す。
- 溶接安全管理審査を使用前・定期安全管理審査に統合することに伴い、標準審査工数及び国の評定等の運用を見直す。

(2) 風力発電設備に係る定期安全管理検査制度の導入(改正電事法第55条、第67条、第71条)

【風技解釈、定期検査解釈、審査要領、設置要領、運営要領関係】

- 改正電事法施行後は、登録機関が設置者の実施した単機出力500kW以上の風力発電設備に係る定期事業者検査について、その検査品質を確認するとともに事業者の保安力を評価し、定期安全管理審査の延伸又は短縮が可能とする制度を新設する。

(3) 水銀排出施設に係る届出制度の導入(改正大防法第18条の23、第18条の24、第18条の25)

【通知内規、様式例、使用前検査解釈関係】

- 改正大防法では、一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都

道府県知事への届出が義務づけられた。

- これを踏まえて、大気汚染防止法関連法令との整合を図るため、水銀排出施設に該当する電気工作物に係る工事計画等の届出対象とするとともに、施行規則別表第3等で規定する水銀等に関する説明書の様式例及び設置場所を管轄する地方公共団体への通知等の関連規定を整備する。

(4) その他技術的修正等

【火技解釈、定期検査解釈、通知内規、様式例関係】

- 水素専焼発電の実証に取り組む事例が運転開始に向けた計画に着手することを踏まえ、定期事業者検査に記載すべき事項等を整備する。
- 火力発電設備に係る電気事業法で規定している技術基準と、ガス事業法で規定する技術基準の範囲について整合を図るため、火技解釈の一部改正を行う。
- 電気事業法関連法令で規定している届出の範囲と、騒音規制法等で規定している届出の範囲について整合を図るため、様式例の一部改正を行う。
- その他、スターリングエンジンの具体的な仕様規定を定めるとともに民間規格の引用年数の更新及び法文の適正化等の観点から技術的修正を行う。